一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町下布野字香陸一七九の三（次の図に示す部分に限る。）、字岩倉六〇四の三、六四〇の二、六四〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字香陸一七九の三、字岩倉六〇四の三・六四〇の二・六四〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市大屋字林ノ虻一一九八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第三千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字中原字若浪九四三から九四七まで、九九二から九九六まで、九九八、九九九、字口若浪九五二の一、九五三、九五四の一から九五四の三まで、九五五、九五六の一、九五六の二、九五七の一、九五七の二（次の図に示す部分に限る。）、九五八、九五九、九六二から九六四まで、九六五（次の図に示す部分に限る。）、九六六から九六八まで、九六九の一、九六九の二、九六九の四、九六九の五、九六九の一三から九六九の一六まで、九七〇、九七一、九七三の一、九七三の二、九七四から九七七まで、字奥若浪九七九から九八一まで、九八二の一、九八二の二、九八三、九八四の二から九八四の五三まで、九八五、九八六、九八七の一から九八七の六六まで、九八七の六九から九八七の一七五まで、九九〇、九九一の一から九九一の三四まで、九九七の一から九九七の六から九九七の二四まで、大字小船字奥田六〇五、六〇五の一、六〇五の三から六〇五の五まで、六〇五の七、六〇六の一、六〇六の七から六〇六の一〇まで、六〇六の一二から六〇六の一四まで、六一〇の二、六一九の一、字奥クソキ七四七の六、七四八の二、七五二の二、七六四の二、七六六の一、字鍋土九五七、九五八、九五九の一から九五九の三まで、字高山九六二、九六四、九六五、九六五の一、九六六、九六七の一、九六七の二、九六八、九七〇、九七一、九七二の二、九七二の三、字イラ原上九七四から九七七まで、九七八の一から九七八の六まで、九七九、九八〇、字カン町九九一の一、九九二から九九七まで、九九八の一、九九八の二、九九九の七、九九九の八、九九九の一〇から九九九の一二まで、一〇〇〇から一〇〇二まで、一〇〇三の一、一〇〇三の二、一〇〇四、一〇〇五、字マクワ上一〇〇九から一〇一二まで、一〇一七の二、一〇一八から一〇二二まで、字大瀬之谷一〇二六の一から一〇二六の一三まで、一〇二七の一から一〇二七の二七まで、一〇二八、一〇二八の一から一〇二八の五四まで、一〇三〇の一から一〇三〇の一四まで、一〇三一の一から一〇三一の八まで、字カシナミ下ノ平一〇九三の一から一〇九三の三まで、一〇九三の五から一〇九三の一五まで、一〇九三の一七から一〇九三の二三まで、一〇九三の二九、一〇九五の二から一〇九五の二八まで、一〇九五の三一から一〇九五の四四まで、一〇九五の四六、字カシナミ上ノ平一〇九六、一〇九七、一〇九八の一から一〇九八の三まで、一〇九九、字クソギ谷一一四九の五、一一五〇の一から一一五〇の二九まで、一一五〇の三一、一一五〇の三四、一一五〇の三五、一一五〇の三七、一一五二の一から一一五二の五二まで、一一五二の五六、一一五四の一から一一五四の一〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町板井原字小高下一の一、一の二、七の一、七の二、一一の一、字下モ山一九の一、一九の二、字曲リ谷尻二一、二二の一、二三の二、字内井谷尻六八、六九の一、六九の三、六九の四、七〇から七四まで、字竹ノ下タ一六二の一、一六二の三、一六三の一、一六四、一六五、字下モノ谷二一六、二一七、二一九、二三〇、二三一、字小丸山二三二、二三四の一、二三四の三、二三五の一、二三五の三、二三六から二三八まで、二四〇の一、二四〇の三、字蛇出ノ上エ二四六、字広瀬二四七の一、字代ノ上二九二の一、二九三、字若宮森ノ上ミ三九六、字家ノ窒三九七、三九八、三九九の一、四〇〇、四〇一、四〇一の一、字カウゲダ四八〇の一、四八〇の三、四八〇の五、四八一の二、字小屋床四八二、字家柄四八三の一、字仲畑四八七、字カリヤ場五一五、五一六、字鈩屋敷五三五の一、字大平ノ上五三六の一、五三七、五三九、字箕ヶ手尻五六八、字動動七九七の一、七九八、字橋ヶ谷尻田上七九九の一、八〇〇の一、字橋ヶ谷下タ八二二から八二七まで、字橋ヶ谷奥八二八、八二九、字大井呑西畑八三〇の八、八三〇の九、八三〇の一三、八三一の二、字橋ヶ谷八三六、字履掛谷左リ八四八、字履掛谷八七七、八八三、八八四、字履掛谷右八八五、字大明神八八八から八九〇まで、字堤九二五の一、字家ノ向九二八の一、字メクラ神九六八、九六九、字井ノ奥九七〇の一、九七〇の二、字大西一〇〇〇、字井ノ奥中山一〇〇二の一、一〇〇三から一〇〇六まで、字新山一〇〇七、字新山奥一〇二九から一〇三一まで、一〇三三、一〇三四、字新山尻一〇三五、一〇三八の一、字将監畑一〇四五の一、一〇四五の二、字畑谷一〇六一の一、一〇六七、字鈩床一〇七五、字仲ノ谷一〇九六から一〇九九まで、字荒神ノ上ヘ一一七九の一、一一八〇の一、一一八〇の二、一一八〇の八、字釜ヶ谷一二一四の一、一二一四の二、一二一四の四、字相谷一二四四、字才ノ神ノ向一二六二、一二六三の一、三土字丸谷六三二の一、六三三の三、六三四の三から六三四の五まで、津地字大谷山九七八の二、字アナイゴ九八五の一、字峠谷西平一〇二八の一から一〇二八の八まで、一〇二九の一から一〇二九の三まで、一〇二九の一三から一〇二九の二二まで、一〇二九の二八、一〇二九の三六から一〇二九の九三まで、一〇三〇の一、一〇三〇の二、一〇三〇の五から一〇三〇の九まで、字峠谷東平一〇三二の一、一〇三二の二、一〇三三の一から一〇三三の一三まで、一〇三三の一五、一〇三三の一七、一〇三四の一、一〇三四の二、一〇三四の一八から一〇三四の四七まで、一〇三四の四九、一〇三四の五〇、字奥メウガ谷一〇三六の一、一〇三六の四から一〇三六の六まで、一〇三七の一、一〇三七の六から一〇三七の四九まで、一〇三八の一から一〇三八の七まで、一〇三九の一、字ノミカ谷一〇五一の一から一〇五一の六まで、字滝ノ谷ノ上エ一〇五六の一から一〇五六の一一まで、字上ノ谷一一〇二の一、一一〇二の二、一一〇二の五から一一〇二の二三まで、安原字大滝一七六の一、中菅字滝山東平ラ四六四の二、四六四の二九、四六四の三〇・字滝山西平ラ五三七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字市ノ原奥五七二、五七三、五七五の一・字中山五七九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三谷字ヲフビ二六六の一、字天狗二六七、字小谷二九三、字ワル谷二九四の一から二九四の三まで、字桐ヶ垰二九五の一、二九五の二、